

## 有害図書類の制限

14条

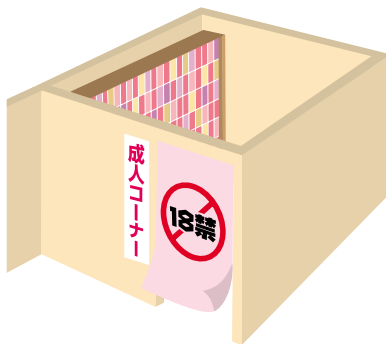
図書類の販売又は貸付けを業とする者（図書類販売業者等）は、有害図書類を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧させたり、視聴させてはなりません。

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

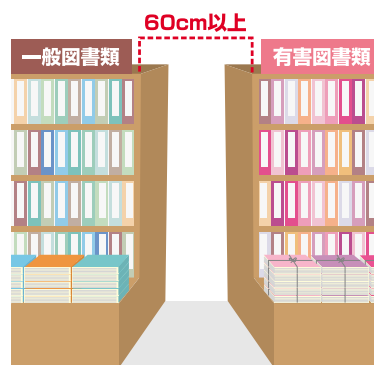
## 有害図書類の陳列方法の制限等

15条

- 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、有害図書類を他の図書類と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければなりません。ただし、法令で青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書類を陳列するときは、この限りではありません。
- 図書類販売業者等は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、視聴することができない旨を表示しなければなりません。



- 間仕切り、ついで等により容易に見通すことができない場所を設けて陳列する



- 他の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた棚に陳列する



- ビニール包装、ひも掛け等により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する



- 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する



- 陳列棚に10cm以上張り出した仕切り板を設け、その間にまとめて陳列する

- 知事は、上記の規定に違反していると認めるときは、図書類販売業者等に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列方法の改善、表示方法の変更その他必要な措置を勧告することができます。
- 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、5日を超えない範囲内で期限を定めて、勧告に係る措置をとるよう命ずることができます。

命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。